



平成26年度の国民年金保険料

4月からの国民年金保険料は、1万5,250円(月額)で、前年度(1万5,040円)より210円高くなりました。

平成26年度の老齢基礎年金額

20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた場合の満額の年金額は77万2,800円です。年金額は物価に応じて変更されていますが、平成12年度から14年度に物価が下落したにもかかわらず年金を据え置きました。そのため、平成25年9月までの年金額は本来より高い水準で支払われていました。

平成25年から27年度で段階的に解消しているため年金額が引き下げられています。

保険料の追納について

保険料の免除を受けた人、学生納付特例や若年者の納付猶予の適用を受けた人が、その後保険料を納付することができるようになったときは、将来有利な年金を受け取ることができるように、免除などの適用を受けた期間の保険料の全部または一部を後から納付してもよいことになっています。

これを追納といって10年前の分まで遡って、納付することができます。

なお、追納するときは、先に経過した月から順次納めなければなりません。学生納付特例の期間よりも前に保険料免除期間があるときはどちらを優先して納めるか本人が選択できます。

また、追納する保険料額は保険料の免除や猶予された当時の保険料額に経過期間に応じて決められた額が加算されます。前2年度の期間について、返納加算額はありません。

手続き

追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

追納保険料額は左図のとおりです。

平成26年度中に追納した場合の追納保険料額 (月額/円)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
当時免除された月額										
全額	13,300	13,580	13,860	14,100	14,410	14,660	15,100	15,020	14,980	15,040
3/4免除	—	—	10,390	10,570	10,810	10,990	11,320	11,260	11,230	11,280
半額免除	6,650	6,790	6,930	7,050	7,200	7,330	7,550	7,510	7,490	7,520
1/4免除	—	—	3,460	3,520	3,600	3,660	3,770	3,750	3,740	3,760
追納加算率	0.109	0.089	0.071	0.055	0.041	0.028	0.016	0.007	—	—
全額追納	14,750	14,790	14,840	14,880	15,000	15,070	15,340	15,130	14,980	15,040
3/4追納	—	—	11,130	11,150	11,250	11,300	11,500	11,340	11,230	11,280
半額追納	7,370	7,390	7,420	7,440	7,500	7,540	7,670	7,560	7,490	7,520
1/4追納	—	—	3,710	3,710	3,750	3,760	3,830	3,780	3,740	3,760

保険料の納付に困った

経済的に保険料を納めるのが困難な人などのために、免除制度などがあります。

保険料が未納のままだと、老後の年金だけでなく、若いときにも支給される障害基礎年金などが受けられない場合があります。納付に困ったら、早めにご相談ください。

なお、免除制度などを受けるためには、必ず確定申告が必要です。確定申告がない場合は、窓口でしていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
 電話 34・2121内線413
 日本年金機構 旭川年金事務所
 電話 0166・72・5002